

午前10時38分開会

○嶋崎委員長 おはようございます。ただいまより企画総務委員会を開会いたします。着座にて進めさせていただきます。

欠席届が出ております。住宅課長、緒方課長が病気療養のため。デジタル戦略担当、村木部長が家族介護のため。IT推進課長、加茂課長が私ごとでの都合ということでございます。それから、選挙管理委員会事務局長、河合局長が病気療養のため。監査委員事務局長、門口局長も家族介護のため欠席でございます。ご報告を申し上げます。

本日の日程、資料をお配りしてございます。ご確認を頂きまして、環境まちづくり部の報告が2件、政策経営部の報告が4件です。この日程に沿って進めさせていただきますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、日程1、報告事項に入ります。

環境まちづくり部（1）後楽橋補修補強工事について、理事者からの説明を求めます。

○谷田部道路公園課長 それでは、後楽橋補修補強工事につきまして、環境まちづくり部資料1でご説明をさせていただきたいと思っております。

本工事につきましては、令和3年の第2回定例会でご議決を頂きました案件でございます。このたび変更が生じておりまして、4.9%の増額ということで、専決処分で契約変更させていただきたいという案件でございます。

1番のところに工事概要がございますが、工期が令和6年の8月30日まで、請負業者が鉄建・スバル興業建設共同企業体でございます。変更金額が、当初の契約金額が16億8,839万円から17億7,262万300円ということで、8,423万300円の増額、4.9%の増額でございます。

2番のところをご覧いただきたいと思っております。変更の概要でございます。そこの四角囲みの2点が、今回の変更内容でございます。

裏面の3番をちょっと見ていただきたいと思っております。変更の詳細について二つ記載させていただいております。

まず一つ目の塗装剤の剥離回数の増額ということで、設計当初では、この膜厚が1.012ミリございまして、これを基準の計算値で算出すると3回で剥離ができると。この剥離というのが、実は鉛が中に含有されていることがもう事前に分かっておりましたので、ケレンをかけるのではなくて薬剤を塗布して剥がすというようなことになってございます。これが3回でその塗装剤が取れるということで3回の設計で見込んでございました。実際にやりましたところ、そこの表にもございますとおり、3回目で約0.108ミリ、まだ残っておりまして、約10%ぐらいまだ残っているということで、完全なる安全な除去がまだ不十分ということで、1回増額をする必要がありまして、1,530平米分、1回分を増加したというものでございます。

それから、3-2の交通誘導員の増額ということで、下にちょっと絵を描いてございまして、この絵で言いますと下の部分のオレンジ色で塗った部分、東京ドームのほうに、人道橋が架かっている側のほうの歩道でございます。そこに当初からこの鉛の除去のためのクリーンルームの設置だとかというものをこの歩道の中で設置する必要がありまして、常設作業帯として造る予定でございました。で、このときの歩行者の誘導として、赤の矢印

で書いてありますとおり、左右の横断歩道で反対側の歩道に切り回しをかけるということで警察協議が調ってございました。実際に始まってその状況を確認したところ、どうしても、当初はこの矢印で案内をするような形で、そこには誘導員はつけていなかったんですが、実際には車道のほうを歩く歩行者がありまして、安全のために左右に常設作業帯の昼間の時間帯も合わせて誘導員を2名つけろということになりました。そのために、下にも書いてありますとおり、約半年間になりますが、この間の誘導員の増ということで、延べ682人の増加ということで変更したものでございます。

ちょっとお戻りいただきまして、2番の変更の概要のところそれぞれ金額が書いてございます。剥離、塗装の除去に対する増額として6,491万300円、それから交通誘導員の増加で1,932万ということで、合計8,423万300円の増額ということになります。

また、ちょっと裏面を見ていただきまして、4番の今後のスケジュールでございますが、先ほど申しましたとおり、専決処分で11月の下旬に契約変更させていただきたいということでございます。

ご説明は以上です。

○嶋崎委員長 専決処分の説明はないんですか。

○谷田部道路公園課長 今回、4.9%ということで、軽微な変更に当たるということで専決処分をさせていただきたいというものでございます。よろしくをお願いします。

○嶋崎委員長 はい。説明を頂きました。質疑を受けます。

○桜井委員 基本的なところをちょっと聞きたいと思えますけども、今のご説明で、交通誘導員のほうは、これは分かりますよ。1の工事概要のところ補強工事って書いてあるでしょう。それで、これ裏を見ると、塗装の剥離回数を増やしたということ。これは説明にはなかったんだけど、今塗ってある塗装を剥がすのに3回じゃなくて4回必要だったということなんですか、鉛が入っているがために。

○谷田部道路公園課長 ちょっとご説明が不足してございましたので、申し訳ございませんでした。

今おっしゃられたとおり、現状の塗装剤を、鉛が入っているということで、一応撤去して新たに塗るということで、先ほどは現状の塗装を剥がすという工程でございます。

○桜井委員 そういう説明がなかったよ、さっきね。剥離、剥離と言っていたけども。それで、その4回必要だということでその分のお金がかかっていますよということなんですけど、今度新たにこれ、塗装が入るわけでしょ、ねえ。その塗装については、こういう増額をするような、何かそういうようなことになるようなことはないんですか。今回こういう形で出てきていて、誘導員だって多くかかっているわけでしょ。で、やはりお金がかかったから専決でごめんなさいねというんじゃないで、しっかりと、かかる内容、工事内容と、それを見据えた形の中での金額というものをきちっとやっぱり出していく。この剥離は終わった、今度は塗るのに何か特別なものが必要なのか。またはこういう誘導員がさらにそのときにもまたかかるのか。そのときにまた同じようなことをしようというんだったら、今回のところでしっかりと、今回のこの補強の工事と書いてあるんだから、補強の終わるまでどうなのかというところの説明がないんですよ。今の段階ではこうだと、剥離のところまでしか言っていないから。そこら辺のところはどうなんですか。

○谷田部道路公園課長 今ご指摘いただきました剥離回数が増額して、今、鉛がある塗装をほぼゼロに近い形で剥がしたいということで、当初計算していた回数では、実際にやってみたらまだ取り切れないということで1回分増額したものでございます。この後の塗る側のほうの塗装につきましては、もともと塗装は設計の中に入っております、それは回数はもう変わりませんので、面積も変わらず、同じ、今の現設計の仕様でそのまま塗るということになりますので、その分の変更は、今後、ないということで考えてございます。

○桜井委員 誘導員の増もないのね。

○谷田部道路公園課長 あ、誘導員も、この今の塗装の関係で常設のための誘導員を設置したということでございますので、これに関してはこれで全て変更したということと認識してございます。

○桜井委員 はい、分かりました。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。

○小枝委員 この働く現場で労働する方々の日数が増えたり、あと回数が増えたりということですけども、非常に鉛とか、あとは多分揮発性のものを使って作業すると思うので、非常に健康への対応が必要な作業じゃないかなというふうに思うんですけど、そこはちゃんと見積もられているのかどうかというところが気になりますが、いかがでしょうか。

○谷田部道路公園課長 もともと鉛が含有しているということはもう既に、契約する前に、設計段階で分かってございましたので、当然ながらこれの剥離をするときに、普通だったらケレンをかけて人力で塗装剤を剥がすというような行為をやるんですが、そうすると飛散してしまいますので、そういう剥がし方ではなくて薬剤を塗って、その現塗装を浮かせて剥がすみたいな、そういう形でやることになっていました。これについては変更もないんですが、その後の、この今の常設作業帯というのも、作業をやった後のクリーンルームを設置したものでございます。作業が終わった後に、何だろう、衣服にそういった塗装剤が付着したり何かしている場合もございますので、その部屋で1回エアを受けて全部流した上で、それはもう、健康状態にも影響しますので、そういうきちんとした状況をした上で外に出るといふような形で、常設作業帯も現設計の中で見込んでいるというものでございます。

○小枝委員 まあ、対策はされているよというお話だったと思いますが、健康被害というのは本当に後から出てくるということもありますので、また鉄建・スバルというふうになっていきますが、下請とか、そういうふうになることだってあるんじゃないんですか。そのところは、もう結果、本当に大丈夫なように確認をする必要があると思いますので、契約者である千代田区がそこはちゃんと見て、公契約条例に達していればいいのか、そういう話ではないと思いますので、お願いをしたいと思います。

○谷田部道路公園課長 これはやっぱり法律できちんと定められておりますので、この作業をするときのそのやり方ですとか、それから作業員の健康を守るためのそういう現場でのこのクリーンルームの設置だとか、そういったものがもう義務づけられていますので、当然そこについてはうちのほうでも確認して、きちんと、被害がないような形で進めていますので、改めてまたきちんと確認をしますが、そういったことも含めて安全な工事とい

うことで現場の管理をしているというところでございます。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。

○大坂委員 交通誘導員のところでちょっと現状の確認をさせていただきたいんですけども、確かにここは警備員の方がいらっしゃっても歩道を歩く方が結構散見されていたという状況がありますので、しっかりと安全確保に努めていただく必要があるのかなというところは納得いたします。

で、昨日ここの橋のところを通ったんですが、この図面と反対側の後樂園ブリッジの側の歩道が通行止めになっていて、で、交番のある側の歩道が通行できるようになっていたかと思うんですけども、そこの通行止めになる、ならないというのがあっち行ったりこっち行ったりとか、その辺のスケジュール関係というのはどうなっているのか。で、この図面だけ見ると、下の交番側だけ、今後ずっと通行止めになって、誘導員がつくというような説明にはなっていると思うんですけども、その辺、ここの工期全体を通してどういうスケジュール感になっていて、で、どういった警備の配置をされるのかというところについて分かる範囲で説明をお願いします。

○谷田部道路公園課長 今回の図面の下側にあるところについては全面的に歩道を塞いでしまって、これはクリーンルームを設置しなきゃいけないのと、きちんとした、健康被害がないようにということで、この部分はもう密封して除去するというために作業帯を全面的に設置するというようにしています。で、今ご指摘いただきました、今度、上のほうの部分については、これはもう、本工事の中での作業帯になりますので、完全に封鎖ではなくて、ちゃんと通れるような形でやっているということで、ちょっと具体的にその作業帯の目的がちょっと違うということでご理解いただければと思います。

○大坂委員 今、交番側というのは通れるようになっていましたよね、昨日の段階。仮囲いが外されて通れるような感じになっていたんですけども、要は、行ってみないと、どっちが通れるかというのは地元の方々が通るときに分からないですよ。で、交番側を歩いて、イメージとしては専大交差点のほうから、どちら側の車道を歩いて抜けられるのかという、ちょっと細かい話になってしまうんですけども、その辺が行ったり来たりしてしまうとまちの方々にとってすごく不便なのかなというところがあるので、何らかの分かりやすいような形を取っていただくと非常にいいのかなと思うんですけども、その辺についてはどうでしょうか。

○谷田部道路公園課長 今ご指摘いただきましたことをもう一度現場を確認させてもらいまして、確かにその直前に来てどっちの歩道を歩けるんだみたいなことに、この間はこっちが駄目だったのに今回はこっちなのかみたいになって戸惑うことも多分あるかと思うので、少し前もった段階から、靖国通りから来てガードの手間、どのくらいかちょっと現場の状況を見ますが、その辺からちょっと予告をして、こちらの先の歩道が通れなくなるので反対側の歩道を通行していただきますみたいな、そういう周知をちょっと考えたいと思います。

○嶋崎委員長 いいですか。

木村委員。

○木村委員 たしか、あれ、専決処分は5%以内でしたよね、できるのは。ちょっと確認

させていただきます。

○嶋崎委員長 そのこのところの、ちゃんと説明をさ、もうちょっと丁寧にしてくださいよ。

○谷田部道路公園課長 すみません。

おっしゃるとおり5%以内でございます。

○嶋崎委員長 木村委員。

○木村委員 これはちょっと、ざっと計算したら、増加金額4.99なんだよね。（「4.99」と呼ぶ者あり）で、これは専決処分するため、何かその工期とか、人集めの関係で無理やり5%以内に収めたという、そういうことはないですか。

○谷田部道路公園課長 ちょっと確かにそういう4.99%ということですけども、これについては、そういうことは一切ございません。算出した結果がそういう状況ということでございます。（発言する者あり）

○木村委員 いや、別に疑っているわけじゃないんだけども、要するに5%を超えると契約議案、変更議案というふうになってくるわけですよ。で、工事の工期のスケジュールだとかといろいろあって無理やり抑えると、また今後の変更だとか、あるいは人件費を抑えるみたいな形になっちゃうと結果としてよくないんで、ちょっとその辺確認させていただいたんですね。そうすると、また専決処分でまた新たなというのは出てくるのか。それから人件費を抑えたということは、これはもうないということによろしいですよ。ちょっと確認させてください。

○谷田部道路公園課長 これですとやっぱり事象が出た段階で速やかに変更するというのがやっぱり現場対応としては一番理想なのかなと思っています。で、たまたまこういう結果で4.9%ということで、専決の範囲で変更させてもらうんですが、今後じゃあこういうことがあったときというのは、恐らく5%を超える場面も出てくるかもしれませんし、もう一つはインフレスライドのことで業者のほうから……

○木村委員 ああ、あり得ますよね。

○谷田部道路公園課長 ちょっと申請したいという話も出ていますので、後々、まだ実際には出てきていませんけども、そのときにはやはりまた変更も生じてくるということで、これは恐らく専決の範囲を超えてしまうかなと思っていますので、そのときの金額に合わせた形で変更をしていきたいなというふうに考えてございます。

○嶋崎委員長 岩田委員。

○岩田委員 すみません。ちょっと専門的なお話なんですけど、先ほど剥離剤のお話で、剥離剤を塗って浮いてきたところをスクレーパーで削るような感じだと思うんですけども、ちょっと心配なことがあって聞くんですけども、その剥離剤って、水色のジェルみたいなやつなのか、それとも液体をローラーみたいので塗るのか、それともスプレーみたいな感じで塗るのか。それによって、例えばスプレーだったら周りにちょっと飛散するんじゃないかなと思ったんですけど、まあ、密閉するということなんで、そしたら密閉したら密閉したで、今度は中の人結構何かあるんじゃないかなと、小枝委員もさっきおっしゃっていましたが、そういう懸念があるんです。で、今度はそのスプレーじゃなくて水色のジェルのかなり強いやつだと揮発性がすごくて、ちょっと呼吸的にも、何か苦しいまではいなくてもちょっとかなり異臭がする。で、それが手についたり何かすると、工業用の手袋をしていても手がちょっと熱くなるとか、そういう健康被害とかもあるんですけど、

そういうのは密閉した中でどれぐらい作業をすとか、そういうのというのは大丈夫ですか。

○谷田部道路公園課長 これ、実際には液体でございます。それできちんとやっぱりそれは密封、外に飛散しないことはもちろんですけども、中で作業をされる方についても、やっぱりそういった、何だろう、揮発したものを吸わないようにということもありますので、その液体を塗って、そういうのもないようにちゃんとマスクもして、きちんと健康に被害がないような形で対応しているというものでございますので、そういう心配がない中で作業をしているというふうにご理解いただければと思います。

○岩田委員 分かりました。

○嶋崎委員長 はい。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、この案件を終了いたします。

次に（２）番、一般廃棄物処理手数料等についての説明を理事者から受けます。

○柳千代田清掃事務所長 それでは、一般廃棄物処理手数料等につきまして、環境まちづくり部資料２に基づいてご報告をさせていただきます。

まず、概要でございますが、一般廃棄物と動物死体の処理にかかる経費と現行の手数料等の乖離を解消し、手数料の適正化を図るものです。この手数料の内容につきましては、千代田区一般廃棄物処理及び再利用に関する条例の別表に定めております。

２番目でございます一般廃棄物処理手数料につきましては、２３区統一的に改定をするということで、第４回定例会の議案の中でご審議を頂くことになっております。

改正内容でございますが、２の一般廃棄物処理手数料は、一般廃棄物の処理にかかる経費、２３区全体の経費を手数料原価という形で計算いたしまして、その原価と現行の手数料との乖離を解消していくということでございます。今回、具体的には、現行１キログラム当たり４０円を４６円に改定するものです。中ほどにある一覧表は条例の別表に定める一般廃棄物手数料の内容となっておりますが、それぞれ現行の１キログラム当たり４０円を４６円に改定します。

併せて３番目の動物死体処理につきましても、手数料の根拠となります運搬、火葬、埋葬委託契約単価と現行の契約単価に乖離が生じているため、乖離を解消していくということでございます。現行１頭当たり２,６００円を２,９００円に改定するというものです。

施行期日につきましては、いずれも令和５年１０月１日を予定しております。

ご報告、ご説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。ご説明を頂きました。この案件は第４回定例会で議案になる予定の案件でございます。事前審査にならないようにご協力を頂きながら質疑を頂きたいと思っております。いかがでしょう。（「なし」と呼ぶ者あり）

小枝委員。

○小枝委員 議案審査になるに当たっての……

○嶋崎委員長 資料要求。

○小枝委員 はい。まず、区内のどういう人々、中小零細、飲食の方々、事業者だと思っておりますけれども、シール貼ったりして出すあれですよ。で、区内のどういう人々にどう

いう、幾らぐらいの、これ1割増以上ですから、影響があるのかというのをもう少し見える形にさせていただきたい。金額的負担増ですね。この状況でやるというのは結構痛いと思うんですよね。痛いことがどのくらいなのかというのが分かるように、ちょっと絵つきでビジュアルに、資料があると思うんですよ。千代田区内ではどういう状況なのか。もしかしたらほかの議会では否決するところだって出てくるかもしれない。その辺も予測が必要なので、もうちょっと紙1枚ではない、工夫した資料があったらいいんじゃないかと思えますけれども。

○柳千代田清掃事務所長 ただいまの資料要求で、分かりやすい、今回の改定に伴って区内中小企業様にこういった影響があるのか分かりやすい資料についてご用意させていただきたいと思います。

○嶋崎委員長 いいですか。

ほかに。

○岩田委員 ごみを出すときに、ここには何キロと書いてあるんですけど、ごみを出さずきって何リットルという袋じゃないですか。で、同じ何リットルでも、物によっては重さが違う。これはどっちなんですかね、こっちはキロと書いてありますけど。

○柳千代田清掃事務所長 今回、基準ということでキログラム単価で計算しているんですが、これを実際に収集するときは、皆様ご案内のとおり、収集袋を皆さんお求めになっていると思いますが、例えば45リットルですとか10リッターですとか、それをキロ換算をリッター換算し直して、シールを、金額を定めております。

○岩田委員 それを、リットルをキロと換算するというんですけど、でも一個一個収集するのに重さは量っているわけじゃないですし、まあ無理ですよ、実際に。そういうときはじゃあ何リットルに入れば別に構わないということなんですかね、重くても。

○柳千代田清掃事務所長 今お話のとおり、実際収集をするときにごみを量りながら収集するということは事実上現実的ではございませんので、おおよそ先ほど申しましたように、リッター換算で1キログラム0.19リッター、（発言する者あり）0.19グラム、はい、失礼しました、ということでカウントしております。実際に45リッターの袋でもそれよりも少ない量が入っているかもしれませんし、多いところもあるかもしれませんが、これまでの経験、実績、その調査をした結果、そういった数字で換算をさせていただいております。

○嶋崎委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、この一般素廃棄物処理手数料について質疑を終了いたします。

以上で環境まちづくり部の報告を終了いたしまして、続きまして、政策経営部に移ります。

（1）「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴う規程の整備について、理事者から説明を求めます。

○石綿総務課長 それでは、政策経営部資料1に基づきまして、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う規程の整備につきましてご説明を申し上げます。

内容に関しましては、条例制定及び条例の廃止、一部改正の二つの議案といたしまして

第4回定例会に提出を予定してございますので、本日は事前の情報提供といたしましてご説明をするものでございます。

それでは、お手元の資料をご覧くださいと思います。

初めに項番1、背景でございます。せんだって前回の本委員会では、個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法でございますが、これがどのように改正をされて、また改正法と現行の本区の個人情報保護条例でどのような違いがあるのか、さらに改正法の施行に当たって、今後の区の個人情報に係る規程整備などにつきましてどのような点について留意すべきか。こういったことをまとめてご説明をさせていただいたところでございます。その際のご説明でも申し上げましたが、改正法の施行日である来年の4月1日から、本区はもとより、地方自治体がそれぞれ規定している個人情報保護に関するルールが法によって全国的に統一されることになったものでございます。これに伴いまして、現行の区の個人情報保護条例を廃止をさせていただきまして、新たな条例を制定し、前回ご説明をいたしました留意点のうち、条例で定めることが必要なものをその新たな条例で定めてまいりたいというところでございます。併せまして、現行の条例を引用しておりました条例につきまして、当該部分の一部改正を行う必要があるものでございます。

次に、項番2でございます。初めに（1）でございますが、項番1の背景でお伝えをいたしました必要性を踏まえまして、法改正を受けて対応させていただく予定の規程整備の概要を記載してございます。まず、改正法による共通ルールの適用によりまして、これまでの本区の個人情報保護条例は廃止をさせていただきまして、代わりまして「個人情報の保護に関する法律施行条例」を新たに制定する予定でございます。その内容でございますが、先にご説明をさせていただきましたとおり、条例で定めなければいけない事項や自治体の裁量で定めることが許されている事項につきまして、この、以下の①から③の内容を、この条例で新しく定める予定でございます。

まず初めに、①の開示請求に係る手数料でございますが、こちらは政令では300円と示されておるところでございますが、区民サービスを低下させないように現行どおり無料とさせていただきまして、コピー代や郵送料といった写しの交付にかかる実費のみを現行どおり徴収するよう定める予定でございます。

次に、②の開示請求の手続でございますが、こちら手数料と同様に、改正法では30日以内としているところを、自己情報の開示決定の期限を原則として15日以内、訂正決定及び利用停止の期限を20日以内にそれぞれ短縮をして現行どおりの期限とさせていただく予定でございます。また、著しく大量な請求につきましては期限の特例というものも設ける予定でございます。

次に、③の審議会への諮問でございますが、現行では、区長の附属機関として千代田区個人情報保護審議会を設置し、個別事案の諮問を行っているところでございますが、法改正後につきましては、個別事案の諮問は法的には認められなくなるものでございます。一方で、個人情報の適正な取扱いを確保するため、法で認められた特に必要であると認めるとき、こういったところにつきましては、専門的見地からご意見を賜ることができるように、法改正後も同審議会を設置して、諮問が認められる条例の改廃などの事項につきまして、専門的な知見を持った方を委員として委嘱してご意見を賜る形式にすると、こういった形式を予定してございます。



次に、（２）でございます。法の適用及び個人情報保護条例の廃止によりまして、千代田区職員等公益通報条例、千代田区情報公開・個人情報保護審査会条例、千代田区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、こちらの三つの条例につきましては、条例の引用箇所などの一部改正を行う予定でございます。

最後に、（３）の各条例の施行期日につきましては、改正法の施行に合わせて令和5年4月1日を予定しているところでございます。

以上、冒頭で申し上げましたとおり、これらの内容を踏まえた条例案を第4回定例会において議案として議会のほうに提出をさせていただく予定でございます。

ご説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。ご説明を頂きました。この案件も第4回定例会で議案になる予定であります。ご協力を頂きながら、資料要求等がありましたらここでお願いしたいと思えます。質疑を受けます。

○木村委員 提案の仕方なんですけれども、これは公益通報だとか3件ありますよね。これは一括して提案されてくるのでしょうかね、それとも個別で。ちょっと提案の仕方だけ、ちょっと確認させてください。

○石綿総務課長 議案といたしましては、この3件の千代田区職員等公益通報条例から千代田区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、こちらまでの3件は、一部を改正する条例として一つの議案にまとめさせていただきまして、「千代田区個人情報保護に関する法律施行条例」という新たな条例制定に関しましては一つの議案で、こちらの条例の中で附則で現行の個人情報保護条例を廃止をさせていただく、この二つの議案をご提出する予定でございます。

○嶋崎委員長 いいですか。

ほか、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、個人情報保護に関する法律の改正に伴う規程の整備についての質疑を終了いたします。

次に、（２）区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事について、理事者から説明を求めます。

○大森施設経営課長 本件、先ほどの後楽橋補修補強工事と同様、専決処分を考えております。地方自治法180条に、議会の委任による専決処分についての条項がございます。議決により特に指定したものは、長において専決処分ができるというものでございます。平成21年にご議決いただいている議会の議決を得た契約変更に関する区長の専決処分事項の指定についてにおいて、その中で契約金額の100分の5以内かつ変更する金額が1億5,000万未満のものとの指定がなされております。今回の地中障害への対応に伴う工期延長及び工事費の増などについて、本日、変更内容のご報告をさせていただいた後、変更金額が契約金額の5%以内かつ1億5,000万未満のため、地方自治法180条の規定に基づく議会の議決による指定事項としての専決処分により契約変更の手続を取らせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事について、政策経営部資料2に基づきましてご報告をさせていただきます。

お茶の水小学校の改築工事につきましては、昨年の4定で地中障害やアスベストの影響などによる工期延長と費用増額の契約変更についてご審議を頂いた際、工事手順の関係で山留め壁の内側に一部取り残した地中障害の解体・撤去などにつきましては、令和4年に改めて工期及び費用についての契約変更が必要になる旨のご説明をさせていただきました。また、工事が進捗する中で、新たに杭工事でも地中障害が確認されましたが、取り残した地中障害物の解体・撤去を含めて地下掘削の作業が完了したことを7月の当委員会でご報告をさせていただいたところでございます。

資料をご覧ください。まず、現契約は、建築工事68億4,715万余、電気設備工事7億1,365万余、空調設備工事7億63万余、給排水衛生設備工事6億8,878万余、工事期間は令和2年6月27日から令和5年9月29日でございます。

変更の概要といたしましては、建築工事が地中障害物への対応に伴う増額や工期の延長、学校要望等への対応、防火設備の増などで5,164万5,000円の増となります。

地中障害については下の対応イメージ図をご覧ください。まず、杭についてです。ちょっと分かりにくいんですが、ピンク色のこの部分になります。アースドリル工法で地下30メートル付近まで掘り進めましたが、堅い障害物の存在により、その後の拡底と呼ばれる、杭の底を広げる作業ができませんでした。そのため、障害物をよけて杭の位置を変更し、クレーン養生機やパワージャッキなどを入れ替え、アースドリル工法から障害物に対し強制力が期待できるオールケーシング工法に杭の施工方法を変更し、ほかより深くまで掘削して杭底部の拡底を施工しております。また、掘削作業については、これまでご報告してきたとおり、水色の斜線で示した取り残しの地中障害である旧錦華小学校の地下躯体の一部や松杭などの地中障害などを随時撤去、分別処分しながら掘削作業を進めて、6月までに掘削作業が完了いたしました。

学校要望等への対応については、園長室を区画することや、湿気対策の範囲を広げ、階段やエレベーター周りなどについても、土に接する壁を二重にするなどの対策を追加しております。

次に、防火設備の増についてです。右側の図になりますが、建築基準法では、隣地境界線から一定の範囲は隣の建物からの延焼を防ぐために防火設備を設ける定めがございますが、隣接地が公園の場合、有効な空地が多く、必ずしも延焼の対策が必要とされないケースもあります。そのため都との協議により、そうした取扱いを認めていただくことで進めてまいりましたが、一方で、錦華公園については広く地域のご意見を伺いながら改修整備の検討を進めた結果、公園トイレの配置が校舎に近接することになりました。そのため、こうした配置を踏まえ、延焼のおそれのある部分に当たる校舎外壁の開口部を防火設備の仕様に変更するものでございます。

左上の変更概要にお戻りいただきまして、電気設備工事では、建築工事に伴う工期延長等やWi-Fi設置などによる通信環境の強化などの学校要望への対応などで625万9,000円の増。空調設備工事では、建築工事に伴う工期延長等や空調などを制御する中央監視システムについて、拡張性や操作性を向上させた仕様への変更などで1,411万3,000円の増。給排水衛生設備工事では、建築工事に伴う工期延長等や消防指導による屋内消火栓の追加及び調理室の排気ダクトへの消火設備の追加などで、931万7,000円の増です。

工事期間については、地中障害等への対応に要した期間2.5か月を加えて、令和5年12月15日までとするものです。

こうした変更事項についてのガイドライン上の位置づけでございますが、右上になりますが、工事請負契約における設計変更ガイドラインに設計変更の対象となる事項が示されております。今回の変更内容は、地中障害への対応に伴う工期の延長が、⑤の契約約款第17条第1項第5号で定める設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合に該当すると認識しております。ガイドライン中の具体例でも、施工中に地下障害物を発見し、工事の支障となった場合として示されております。また、地中障害への対応以外の変更内容は、⑥の契約約款第18条の発注者が必要であると認め、設計図書の変更をする場合に該当すると考えています。ガイドライン中の具体例としては、施設の維持管理または利用方法が具体化したことにより変更する必要がある場合。関係官公署の指導により変更する必要がある場合。関係工事との調整により変更する必要がある場合などが示されており、それらに当たるものと認識しております。

最後に、こちらも口頭で恐縮ですが、賃金や資材等の急激な変更への対応、いわゆるインフレスライド条項の特例措置について、建築の工事請負者から請求がございました。また、電気、空調、給排水の各設備の工事請負者からも請求の予定がある旨連絡を頂いております。いずれにいたしましても、契約課で定めている賃金等の変動に対する工事請負契約書第24条第6項、インフレスライド条項の運用についてに基づきまして、今後スライド額の協議を適切に行ってまいります。詳細等が詰まり次第改めてご報告をし、ご審議をお願いしたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

ご報告は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。専決処分ということでございますけれども、第4回定例会で報告をしていただくということでございますから、ご承知をいただきまして質疑を受けたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、定例会のほうで予定案件になりましたらよろしくお願いいたします。終了します。

次に、（3）財産の取得について、理事者から説明を求めます。

○小林財産管理担当課長 それでは、財産の取得につきまして、政策経営部資料3に基づきご説明させていただきます。

旧区立外神田住宅区分所有部分の取得につきましてはこれまでもご説明させていただいておりますが、旧区立外神田住宅は老朽化が著しく、耐震性に問題があることから早期解体に向けて区分所有者等の権利を区が取得するものとして、これまでに令和元年第4回定例会で取得にかかる補正予算をご議決いただき、令和2年第1回定例会で18者の区分所有者のうち11者分の取得について、また、令和2年第3回定例会で3者分の取得についてご議決を頂いております。その後、残りの区分所有者4者と交渉し1者の方と仮契約を締結いたしました。この1者分の取得につきまして、千代田区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、今後、第4回定例会に議案として提出する予定としております。

なお、残りの3者の区分所有者につきましても、引き続き取得交渉を進め、早期の合意を目指したいというふうに考えているところです。

ご説明は以上になります。

○嶋崎委員長 はい。ご説明を頂きました。この案件も第4回定例会で議案になる予定でございますので、資料要求等がございましたらここでお願いいたします。質疑を受けません。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、この件も終了いたします。

次に、（4）番、錦華公園改修工事について、理事者から説明を求めます。

○武笠契約課長 では、錦華公園改修工事について、初めに工事請負契約の入札状況について現状の情報提供をさせていただきます。なお、本件の工事請負契約につきましては、千代田区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づきまして、予定価格1億5,000万円以上の工事のため、第4回定例会でご審議いただく予定でございます。

では、錦華公園改修工事について、政策経営部資料4をご覧ください。

初めに、工事場所ですが、神田猿楽町一丁目1番2号となっております。

2番目の工事概要ですが、公園面積は記載のとおり、施工の内容につきましては屋間の施工としまして、公園の基盤の整備、植栽の整備、施設の整備、給水設備、電気設備、遊戯施設などの整備を予定してございます。

工事期間ですが、令和6年3月29日までを予定してございます。

4番目の契約方法ですが、制限を付した一般競争入札による契約としまして、単体または2者JVで事業者募集をしてございます。

5番目のスケジュールですが、記載のとおりでございます。こちら開札が令和4年11月7日とこれからのため、落札業者が決定しましたら改めて詳細をご報告させていただきます。

6番目の予定価格ですが、5億9,492万2,900円です。予定価格の事前公表に関する基準5,000万円以上の工事のところに該当いたしますため、事前公表をしてございます。

また、7番目ですが、最低制限価格、こちら契約事務規則に基づきまして最低制限価格を設定させていただいているところでございます。

資料4の1枚目につきましてご説明は以上でございます。

○須貝基盤整備計画担当課長 続きまして、環境まちづくり部より参考資料を基にご説明いたします。

これまでも当委員会におきましてご報告してまいりましたが、本公園改修工事につきましては、令和2年度、3年度に計7回の意見交換会、オープンハウス等を実施し、地元の方々などのご協力を頂きながら、計画をまとめてまいりました。また、本年第3回定例会におきまして、物価高騰等に対応する補正予算のご議決を頂いたところでございます。

資料のほうの項番1、工事場所は神田猿楽町一丁目1番2号。図面上では靖国通りの北側、区立お茶の水小学校・幼稚園と隣接する斜線の部分でございます。

項番2、工事概要は繰り返しになりますが、この工事は近隣住民等、利用者や学校関係

者の参加する意見交換会等で合意形成された内容を踏まえ、お茶の水小学校・幼稚園と連携しつつ、より一層地域に愛される公園とすべくリニューアルするものでございます。

公園面積2,758平米。昼間施工で工事を行うものでございます。

項番3、現況及び計画（イメージ）、これは左に現況写真、右に計画のイメージパースを示しております。

（1）は猿楽坂下、この図面ですと、斜線部分の左上になります。そこから南方向、下のほうを望んだもので、公園の見通しをよくし、閉塞感をなくしております。

（2）です。これは公園の北東石階段の下ですね。図面ですと、この施工箇所と引き出し線の指している辺り、こちらから南西、左下方向を望んだもので、左にあずまやがございまして、真ん中に砂場とごろごろ広場、右に大型複合遊具がございまして。

裏面をご覧ください。（3）は公園の西側、斜線部分の左側から北東、右上方向を望んだもので、左にブランコ、真ん中に複合遊具、右にごろごろ広場がございまして。

（4）は公園中央より北、上方向を望んだものでございます。

（5）は公園の東側石橋、図面ですと斜線部分右側から西、左方向を望んだもので、手前が見えますのが親水施設でございまして。

項番の4です。工事スケジュールですが、契約締結日の翌日から令和6年3月29日まででございます。

説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。説明を頂きました。この案件も第4回定例会で議案になる予定であります。事前審査にならないよう、資料要求がありましたらお受けいたしますので質疑を受けます。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、（4）錦華公園改修工事についての質疑を終了いたします。

これで全てが終わったんですね。

日程の2、その他に入ります。委員の皆さんから何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。執行機関からは。（発言する者あり）なし。はい。

それでは、本日はこの程度をもちまして企画総務委員会を終了いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前11時32分閉会